

# 岡山県議会における子ども・若者育成支援地域協議会と 子ども・若者育成支援計画についての質問答弁の研究

Study of the question statement about a child, a youth upbringing support area meeting  
and a child, the youth upbringing support plan in the Okayama assembly

(2023年3月31日受理)

松井 圭三 今井 慶宗\*  
Keizo Matsui Yoshimune Imai

Key words : 岡山県議会, 若者育成支援地域協議会, 子ども・若者育成支援計画

## 要 旨

岡山県議会本会議における質問答弁を中心に議論を整理しつつ、子ども・若者育成支援地域協議会や子ども・若者育成支援計画の動向について考察した。岡山県議会本会議において議論された内容について公開されている会議録に基づいて項目ごとに整理し分析する方法で研究した。子ども・若者育成支援計画では、少年の非行防止について取り上げられることが多い。計画策定にあたって、議員側からも要望が多くみられる。岡山県の子ども・若者育成支援地域協議会である「おかやま子ども・若者サポートネット」や市町村の子ども・若者育成支援地域協議会に関する質問答弁も少なくない。おかやま子ども・若者サポートネットを学校の荒れへの対応策の一つと考えていることも分かる。岡山県内の市町村に子ども・若者支援地域協議会を市町村に設置することも重要と考えられている。

## I. はじめに

子ども・若者育成支援地域協議会や子ども・若者育成支援計画に関する先行研究は極めて少ない。子ども・若者育成支援地域協議会や子ども・若者育成支援計画について検討する一つの方法として都道府県議会における質問答弁を整理することが有効であると考えられる。本研究は、岡山県議会本会議における質問答弁を中心に議論を整理しつつ、子ども・若者育成支援地域協議会や子ども・若者育成支援計画の動向について考察する。

## II. 研究方法

岡山県議会本会議において議論された内容について公開されている会議録に基づいて項目ごとに整理し分析する方法で研究した。

県議会本会議会の会議録に基づいて政策を研究すると

いう性質上、個人のプライバシーに関わることは研究対象にしていない。さらに、個人情報に配慮し、個人情報・プライバシーに関する記述にわたらないようにした。

## III. 規 定

子ども・若者育成支援推進法は第9条第1項で「都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。」と規定している。市町村については第2項でほぼ同様の規定がある。子ども・若者育成支援推進法は第19条第1項で「地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」とい

\*関西短期大学

う。)を置くよう努めるものとする」と規定されている。岡山県の場合、子ども・若者育成支援推進法第19条第1項の規定により、おかやま子ども・若者サポートネットが平成23年3月15日に設置されている。

## IV. 岡山県子ども・若者育成支援計画の沿革

### 1. 第1次岡山県子ども・若者育成支援計画

平成24年2月1日、平成24年度から5年間の基本方針である「岡山県子ども・若者育成支援計画～おかやま子ども・若者ビジョン～」を策定した。基本理念は「子ども・若者の健やかな成長と自立」とした。次代を担う子ども・若者の最善の利益を尊重しながら、健やかな成長と自立に向けた支援を推進することとした。

### 2. 第2次岡山県子ども・若者育成支援計画

平成29年、第2次岡山県子ども・若者育成支援計画を策定した。基本理念は「子ども・若者の健やかな成長と自立に向けて」とした。第2次岡山県子ども・若者育成支援計画は、平成29年度から平成33(令和3)年度までの5年間における子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた基本目標や具体的施策をまとめた計画である。

### 3. 第3次岡山県子ども・若者育成支援計画

令和4年度から令和8年度までの5年間の計画である。

## V. 岡山県議会本会議における質問答弁

子ども・若者育成支援地域協議会と子ども・若者育成支援計画について岡山県議会本会議において取り上げられた内容を論点ごとにまとめて整理すると次のようになる(一部要約)。

### 1. 岡山県子ども・若者育成支援計画

【平成23年11月定例会11月30日1号】

2頁・知事答弁 岡山県子ども・若者育成支援計画(仮称)の策定を進めている。この計画には、子供・若者を取り巻く現状と課題を踏まえ、特に、ニート、ひきこもり、不登校など、社会生活を営む上で困難を有する子供・

若者への支援策を盛り込みたい。

【平成23年11月定例会12月6日2号】

9頁・質問 子ども・若者育成支援推進法の制定を受けて策定される岡山県子ども・若者育成支援計画(仮称)は、子供、若者をめぐる問題に対応するための総合的な計画になるものと理解している。部局の枠を超えて策定するこの計画の実施に当たり、関係部局の連携が何より重要と考えるが、どのような推進体制を構築していくか。

17頁・知事答弁 岡山県子ども・若者育成支援計画(仮称)の推進体制についてであるが、県では、従来から部局の枠を超えて青少年問題に関する対策を総合的に調整し、事業の強力な推進を図るため、青少年総合対策推進会議や10課室で構成する青少年対策マトリックス組織を設置しているが、最近の若者をめぐる問題などに対応するため、関係の課を加えるなど体制の充実を図ることとしている。さらに、平成23年3月に設置した子供・若者の育成・支援にかかわる専門機関・団体に構成するおかやま子ども・若者サポートネットを活用して、子供・若者育成支援施策を着実に推進したい。

23頁・質問 「岡山県子ども・若者育成支援計画～おかやま子ども・若者ビジョン～」について。平成22年4月、子ども・若者育成支援推進法が施行され、都道府県における子供・若者育成支援についての計画策定が努力義務となった。同法に基づく国の子ども・若者ビジョンの策定に当たって、子供・若者を育成の対象としてとらえるのではなく、社会を構成する重要な主体として尊重するという視点が加わったことは、従来の政策からの大きな変化と評価できる。社会の発展や自分たちの生活に対して主体的にかかわる経験や当事者の声を政策に反映させる仕組みをつくることは、県においても重要であると考える。今後、子供・若者育成支援にかかわる施策を扱う審議会等に、子供・若者枠を設ける取り組みが求められるが、岡山県子ども・若者育成支援計画の推進体制の中に当事者参画が必要ではないか。

31頁・知事答弁 子供や若者の意見を聞くことは重要であると考えていて、計画の策定段階から審議している県青少年問題協議会には、青少年団体から推薦された複数の若者委員がメンバーとなっている。計画の推進に当たっては、協議会からの提言や意見を施策等に盛り込むほか、若者が参加する青空知事室を開催するなど、さま

ざまな機会をとらえて若者等の意見を施策に反映させた  
い。

【平成24年2月定例会2月28日2号】

34頁・知事答弁 このたび策定した岡山県子ども・若者育成支援計画では、次代を担うすべての子供、若者の健全やかな成長と自立を目指すことを基本理念として、社会全体で取り組むこととしている。特にニート、ひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供、若者やその家族への支援を基本目標の一つに位置づけて、一人一人の置かれた状況、発達段階ごとに抱えている問題が異なることにも十分配慮した支援を行い、子供、若者の自立に向けて取り組みたい。

【平成24年2月定例会3月19日8号】

228頁・質問 県は平成22年に施行された子ども・若者育成支援推進法に基づき、「子ども・若者の健全やかな成長と自立に向けて」を基本理念とする「岡山県子ども・若者育成支援計画～おかやま子ども・若者ビジョン～」を策定したが、計画の策定に満足することなく、この理念を着実に具体的な施策へと反映していくことを期待する。

【平成24年6月定例会6月14日2号】

25頁・知事答弁 平成23年度策定した岡山県子ども・若者育成支援計画では、市町村においても、子供や若者への相談・支援を行うための体制づくりを促進するなど、取り組みの輪を広げていくこととしている。

【平成24年9月定例会9月13日2号】

35頁・知事答弁 本県では従来から保健所、支所にひきこもり相談窓口を設置しているほか、県精神保健福祉センターにおいても、家族等からの相談に応じて必要により保健師や医師等による訪問支援等を実施している。また、保健・医療・福祉・教育等関係機関で構成しているひきこもり対策連絡会議で、困難事例への支援策を検討するなど、ひきこもり地域支援センターと同等の取り組みを行っている。平成24年2月に策定した岡山県子ども・若者育成支援計画においても、これらの施策を位置づけた。

【平成24年9月定例会9月19日3号】

51頁・質問 就学前教育の充実が大切である。岡山県子ども・若者育成支援計画にもそのことが書いてある。

【平成25年2月定例会3月6日5号】

136頁・質問 岡山県では、昨年度策定した岡山県子ども・若者育成支援計画により、困難を有する若者に係る支援を進めることとし、現在、おかやま若者サポートステーションと連携をしながら、さまざまな体験を通じてコミュニケーション能力の向上を図っている。

【平成25年9月定例会9月25日6号】

187頁・知事答弁 非行率について子ども・若者育成支援計画などの数値目標とすることを検討したい。

【平成28年6月定例会6月7日2号】

18頁・質問 岡山県子ども・若者育成支援計画について、岡山県青少年問題協議会において、次期計画の体系案が示されたが、今後の方向性について。まず、基本目標のうち、重点目標とされる子供・若者の自己形成の支援である。規範意識の確立は、大事な視点の一つだと考えるが、一方で、互いに多様性を認め支え合う社会などを基本理念とする共生社会おかやまの実現に向け、どのように人権意識の高揚と共生意識の涵養を図っていくのか明示すべきと考える。また、困難を有する子供・若者やその家族への支援が記載されている。

23頁・知事答弁 共生社会の実現について、現計画では、「人権意識の高揚と共生意識のかん養」を重点施策に位置づけている。次期計画については、現在、骨子案策定に向けて専門家等の意見を聞いていて、今後、検討したい。中途退学者等については、学校等と連携し、相談体制の一層の周知を図るとともに、より身近な市町村にも地域協議会の設置を働きかけることなどを通じて、支援の充実に努めたい。

【平成28年9月定例会9月16日6号】

153頁・質問 現在策定中の岡山県子ども・若者育成支援計画では子供の貧困対策、地域づくりで活躍する若者の応援、保護者の意識の醸成の3項目が追加されている。

163頁・質問 現在、次期岡山県子ども・若者育成支援計画の策定に取り組んでいる。その骨子案には、児童虐待防止対策の推進を充実させることが盛り込まれている。

167頁・知事答弁 岡山県子ども・若者育成支援計画への盛り込みについて、子供・若者の健全育成にとり安心して生活できる環境の整備は、極めて重要と考えている。

【平成28年11月定例会12月2日2号】

13頁・質問 平成29年度から33年度までを計画期間とす

る第2次子ども・若者育成支援計画の素案が公表された。子供や若者の育成を支援するさまざまな施策を取りまとめた総合的な計画であり、本計画に基づき、知事部局、教育委員会、県警察が相互に連携しながら積極的に事業を実施してきた。しかしながら、子供、若者をめぐる現状は、ひとり親家庭における経済的困窮やスマホ・ネットの普及による有害情報の拡散や犯罪被害等の増加など、多くの課題があり、依然として大変厳しい状況にある。現状を十分に分析し、効果のある施策のさらなる充実、拡大を図るとともに、新しい課題にも的確に対応しなければならない。現計画に基づく取り組みの成果をどのように捉え、次代を担う子供や若者の健やかな成長と自立に向け、今後、どのように施策を推進していこうとするのか。

17頁・知事答弁 現・子ども・若者育成支援計画に基づき、心の教育の充実や学力の向上などに取り組んだ結果、非行率が減少し、意識調査で授業の内容がよくわかる、近所の人に自分から挨拶すると回答した児童生徒の割合が上昇するなどの成果が見られた。一方で、保護者自身の意識の醸成については、県の審議会においても、多くの人々から、重要な課題であるとの意見があったことから、次期計画の素案に新たな項目として掲げた。さらに、素案には、子供の貧困、スマホ・ネット問題、グローバル人材の育成などの新たな課題への対応策も盛り込み、今後、この計画に沿って、市町村や関係団体とも連携しながら、子供、若者の健やかな成長と自立に向けた総合的な取り組みを進めたい。

【平成29年2月定例会3月17日8号】

232頁・質問 県では、第2次岡山県子ども・若者育成支援計画の策定を進めているが、今後とも、不登校を含め、長期欠席の未然防止のため、早期から対策を推進し、専門家の活用や関係機関との連携を図り、組織的な生徒指導体制の構築に努めるとともに、規範意識と社会性の確立など、子供・若者の自己形成への支援、困難を有する子供・若者やその家族への重層的な支援、家庭・地域の教育力の向上や社会環境の整備など、計画に掲げている理念を具体的な施策へと着実に反映して、青少年の健全育成を推進するよう強く望む。

【平成29年11月定例会12月14日6号】

204頁・質問 県では、第2次岡山県子ども・若者育成

支援計画を策定して、子供・若者の成長のために、次代を担う子供たちのために検討を進めているが、アウトリーチ支援も含めて、若年女性が安心して生活できる環境の整備について、積極的に取り組んでほしい。

【平成30年2月定例会3月20日8号】

239頁・質問 今年度から「第2次岡山県子ども・若者育成支援計画」がスタートした。規範意識と社会性の確立などの「子ども・若者の自己形成への支援」、ニートやひきこもり、いじめや暴力行為、不登校などの「困難を有する子ども・若者やその家族への支援」、「家庭・地域における教育力の向上や社会環境の整備」などの重点目標を具体的な施策へと着実に反映させ、青少年の健全育成を推進していくよう強く望む。

【平成31年2月定例会3月20日8号】227頁・質問、

【令和2年2月定例会3月19日9号】258頁・質問、

【令和3年2月定例会3月19日9号】258頁・質問

(3件とも同旨)「第2次岡山県子ども・若者育成支援計画」に基づき、子ども・若者の自己形成や自立への支援、ニートやひきこもり、いじめや暴力行為、不登校などの困難を有する子供・若者やその家族への支援、家庭・地域における教育力の向上や社会環境の整備などの重点目標を具体的な施策へと着実に反映させ、青少年の健全育成を推進するよう強く望む。

【令和3年11月定例会12月3日2号】

11頁・質問 子ども・若者育成支援計画について。教育や福祉、雇用をはじめとした各関連分野にわたる施策の総合的な推進などを目的とした「子ども・若者育成支援推進法」の施行から10年が経過した。本県においても、平成24年と平成29年の2次にわたり、「岡山県子ども・若者育成支援計画」を策定し、知事部局、教育委員会、県警察が相互に連携しながら、各種施策に取り組んでいて、先般、令和4年度から6年度までを計画期間とする第3次計画の素案が公表された。次期計画の基本理念である全ての子ども・若者の健やかな成長と自立・活躍に向けてどのように取り組んでいくか。

16頁・知事答弁 子ども・若者育成支援計画について。新型コロナウイルス感染症の影響などにより、子供・若者を取り巻く環境が変化し、いじめや虐待、貧困など、問題も複雑化・多様化している。こうした中、深刻化する孤独・孤立問題など、新たな課題に的確に対応するた

め、素案にはヤングケアラーや子供の貧困への支援、DV防止などの対応策を盛り込んでいる。また、次代を担う人材を育成するため、新たな基本目標として、「創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援」を加え、夢を育む教育の推進や先端技術に対応できる人材の育成などに積極的に取り組むこととしている。今後、市町村や関係団体など様々な主体と緊密に連携しながら、各種施策を総合的に推進し全ての子供や若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会の実現に向けて取り組んでいきたい。

【令和3年11月定例会12月14日6号】

156頁・質問 今年度、第3次岡山県子ども・若者育成支援計画を策定することとしている。コロナ禍を機に、経済格差や孤立から困窮する子育て家庭や子ども・若者の支援の必要性が浮き彫りになり、子ども食堂などを拠点とした食材提供支援、学習支援など、民間団体による様々な支援や連携が進んでいる。

## 2. 子ども・若者育成支援地域協議会

【平成22年9月定例会9月15日5号】

134頁・質問 子ども・若者育成支援推進法では、地方公共団体の責務については努力義務にとどまっているが、岡山県としては今後どのように取り組みをしようとしているのか。

・知事答弁 困難を抱える子供、若者の実態調査を実施することとしていて、これらの結果を踏まえて、関係機関、団体等が連携し、切れ目のない支援を効果的かつ円滑に実施できるよう、岡山県子ども・若者育成支援地域協議会を新たに立ち上げる。

【平成23年11月定例会12月9日4号】

96頁・教育長答弁 若年無業者は、学校だけで対応できるものではないため、地域で無業者支援に取り組んでいるボランティア等の協力を得るとともに、さまざまな機関が協働して支援を行う県設置のおかやま子ども・若者サポートネットを活用し、地域での居場所づくりや活躍の機会の設定など、継続的総合的に取り組みたい。

【平成23年11月定例会12月15日7号】

178頁・知事答弁 地域・社会全体で子供や若者を育てる環境の整備は、ボランティア活動の支援による青少年の社会参加の促進や県青少年総合相談センターの機能の

充実、おかやま子ども・若者サポートネットの連携強化などにより、すべての子供や若者の健やかな成長と自立に向け支援を行う。

【平成24年2月定例会2月24日1号】

2頁・知事所信表明 スクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの派遣拡充のほか、課題を抱える家庭の環境改善やおかやま子ども・若者サポートネットの活用などに取り組むとともに、学校、家庭、地域が一体となった県民運動を展開するなど、県民総ぐるみでの「学校の荒れ」解消に向け、全庁一丸となって積極的に取り組む。

【平成24年2月定例会2月28日2号】

26頁・質問 家庭環境や、大きく変動する社会情勢などから、社会生活や学校生活を円滑に営む上で困難を有する子供や若者がふえている。しかし、家庭環境、生活リズム、友人との関係、価値観などのさまざまな要因が複雑に絡み、解決策を生み出しにくい状況にある。そういった課題に取り組むため、県内の専門的な関係機関や団体などで構成されるおかやま子ども・若者サポートネットがつくられている。複数の分野にまたがる支援が必要な場合でも連携がとれることを目指して、情報交換を行っているようであるが、年に2回の会合の開催では十分とは言えない。また、支援といっても、障害のある人からニートまで多様で、同じように対応しにくい内容をどう整理し、意見交換をして現場に生かしているのか。ネットワークにおける連携の具体的な内容と成果、今後の課題について聞きたい。最終目標が異なる団体の連携をとっていくためには、支援という目標だけではなく、さらに大きな目標を打ち出す必要があると思われるが、現状では、手厚い支援を充実させていくのか、あるいは自活していけるような介助や後押しをしていくのか、目指す方向性がわかりにくい。県としても、具体的な未来のビジョンを示すべきだと考える。

34頁・知事答弁 おかやま子ども・若者サポートネットについて、各関係機関・団体が、その専門性を生かし、発達段階に応じた総合的かつ継続的な支援体制をつくるために、連絡会議を開催し、それぞれの支援実施状況の事例紹介や情報交換を行うほか、スキルアップを図るための研修会等の開催や、関係機関・団体の役割分担の明確化と連携強化を図っている。また、支援対象者が適切

な支援を受けられるよう、平成23年11月、相談機関や子供のためのフリースペース等の情報を掲載したおかやま子ども・若者支援機関マップを作成、配布している。平成24年度からは、例えば医療機関と相談機関の連携など、従来の連携組織ではカバーし切れないテーマについて議論をするなど、支援体制の一層の強化を図りたい。

【平成24年6月定例会6月19日3号】

72頁・教育委員会委員長職務代理者答弁 学校の荒れに対しては、これまでも市町村教委と連携してその解決に取り組んできた。今回の対策は、全庁横断で総合的かつ体系的に取り組むものであり、特に課題を抱える子供や家庭への支援を行うおかやま子ども・若者サポートネットを市町村に拡大するなど、大変心強く感じるとともに、その効果に大いに期待している。

【平成28年6月定例会6月16日7号】

188頁・質問 晴れの国おかやま生き生きプランの事業は、子ども・若者支援地域協議会の設置を市町村に促すものである。平成27年度までに勝央町で1か所設置された。ことしは岡山市が設置に向けて取り組んでいる。この事業を具体的に説明すると、ニート、ひきこもり、不登校の若者に対して心や発達や就職、非行、矯正、更生保護等の相談をして社会参加を促すものである。無業者の自立を支援する事業である。この事業は、基礎自治体はその気にならなければならないものであり、県が音頭をとり、市町村に子ども・若者支援地域協議会の立ち上げを促すものである。その目標値は、平成28年度までで5か所である。この問題は根が深く、短い期間で自立ができるものではなく、長い時間が必要となり、県よりも市町村が真剣に取り組まなければならない問題である。4年で成果を出していくのは至難のわざと言わざるを得ない。また、このように協議会の数をふやすよりも、無業者の数を把握し、その数を減らしていくほうがいいのではないか。また、この問題は、数字を上げてその目標値を目指すというのはなじまないと思う。

189頁・知事答弁 若年無業者の問題は根が深く、解決に時間を要するものであるが、こうした地道な取り組みにおいても目標を明らかにし、達成度をはかるためには何らかの指標が必要と考えており、現行の子ども・若者育成支援計画では、子ども・若者支援地域協議会の設置数を目標数値として掲げている。

・県民生活部長答弁 目標値について、若年無業者数を把握する調査としては、国勢調査や就業構造基本調査があるが、いずれも調査周期が5年となっており、子ども・若者育成支援計画の数値目標にはなじまないことから、若年無業者等の自立支援を目的に設置される市町村の子ども・若者支援地域協議会の設置数を掲げている。引き続き市町村を巡回し、必要性や先進事例の紹介などにより協議会の設置を働きかけ、無業者数の減少につなげていきたい。

・質問 数値ではなくて基本的な部分からは正をしていく方針がいいのではないかと、県としては広域自治体であるのでそれは非常に難しい部分もあるが、その辺をもう一步進んで何らかの対策を考えてほしい。

190頁・県民生活部長答弁 子ども・若者支援地域協議会という制度をつくったり、あるいは全県の窓口として総合的な窓口もつくって、普及啓発も進めているが、なかなかみずから言ってこない例も多いと認識している。そのため、県の地域協議会を1つ設置しているが、より住民に近いところでの市町村においてそういった地域協議会をつくると、結構そういった個別のケースの把握も市町村にあるほうがやりやすいと認識している。そういった中で、地域協議会の中で横のネットワークをぜひつないで、横のネットワークの中には教育の人、それから保健所の人、医療・福祉の人、労働関係の人も入っているので、横のネットワークの中で情報共有し、そういったケースに効果的な対応をできるような協議会の立ち上げを必要と考えていて、今後とも、そういったことを目標に取り組んでいきたい。

【平成29年2月定例会2月22日1号】

1頁・知事所信表明 ニート・ひきこもりなどの自立支援対策については、より身近な場所で相談や支援が受けられるよう、設置・運営手引書の作成などを通じ、市町村における子ども・若者支援地域協議会の設置を働きかける。

【平成29年6月定例会6月8日1号】

1頁・知事説明 ニート・ひきこもりなどの自立支援対策は、高校中途退学者の新たな一歩への支援に向けて学校との協力体制のもと、今月から進路情報等の提供や専任コーディネーターによる相談対応を本格的に開始したところであり、市町村における子ども・若者支援地域協

議会の設置の働きかけとあわせて、しっかりと取り組む。

【平成29年11月定例会12月8日3号】

66頁・質問 県は、ニート・ひきこもり等の自立支援対策事業として、高校中途退学者情報を高校から、「おかやま子ども・若者サポートネット」へ提供する仕組みの構築や、各市町村での子ども・若者支援地域協議会の設置を促進している。

67頁・県民生活部長答弁 市町村での子ども・若者支援地域協議会の設置は、市町村の役割や設置手順を示した手引書等を作成し、各市町村を訪問しての働きかけを行っていて、既に設置している勝央町のほか、津山市において今年度中に設置する方針が示されていて、さらに数市町村で前向きな検討がなされている。中学卒業時の進路未定者の把握について、市町村教委や各学校で把握し、必要に応じて支援機関を紹介するなど、適切に対応していると考えているが、県としては、今後、進路未定の理由や支援の状況などを市町村教委等から聞きながら、「おかやま子ども・若者サポートネット」での情報把握の必要について検討したい。

【平成29年11月定例会12月12日4号】

85頁・質問 学校警察連絡室の取り組みや市町村の子ども・若者支援地域協議会設置により、地域の実情に応じた支援など、働きかけているが、大事なものは、心配な児童生徒の問題行動が出始めた時点での学校、主任児童委員など、地域、教育委員会等々の協力だと考える。

【令和元年9月定例会9月25日6号】

171頁・質問 困難を有する子供・若者への支援は、重層的かつ継続的に行われることが必要であるため、その役割を担う身近な市町村での支援体制、子ども・若者支援地域協議会の設置が急がれる。現在は、勝央町、玉野市、津山市に設置をされているが、設置が進まない課題はどこにあるのか。また、その課題を踏まえて、県は設置に向けて具体的にどのような支援を行っていくのか。

172頁・県民生活部長答弁 子ども・若者支援地域協議会が未設置市町村からは、関係する分野が多方面にわたるため、調整を行う部署の選定や関係機関との連携体制の構築が困難であること、また、協議会の効果がわかりにくいことなどの課題があり、設置が進まないと聞いている。県では、今年度から、県の子ども・若者支援地域協議会との連携のもと、実際に相談を受けた案件に対す

るケース会議を行い、心理的ケアや就学・就業などの支援を未設置市町村とともに実施し、仮想的に協議会を体験してもらうことで、協議会の有効性を伝え、課題や不安の解消を図り、設置を促進している。

【令和3年11月定例会12月14日6号】

156頁・質問 「おかやま子ども・若者サポートネット」では、子ども・若者の育成支援に関わる専門機関や団体が連携し、総合的な支援体制を構築しているが、より身近な市町村においては、子ども・若者支援地域協議会の設置の促進が求められる。県内でいち早く立ち上げた勝央町子ども・若者サポートネットでは、相談員によるきめ細かい支援や不登校の子供や若者の居場所、地域の仕事を体験できる体験バンクなどを設けて、10代～20代までの子供や30代以上の人の親の支援を行っている。また、幼い頃から顔の分かる関係を築けるようにと、家庭教育支援チームによる訪問活動も行われていて、何歳になっても支援が必要になったときにつながるような地域のセーフティーネットを構築しつつ活動している。現在は、県内4市町においてこの協議会が設けられているが、今後、この協議会のような場が全ての市町村において設けられることが望まれる。今後の市町村における設置見込みや促進支援について聞く。また、「おかやま子ども・若者サポートネット」には、現在、様々な専門機関、団体が登録しているが、未登録のフリースクールや学び直しの場合、若者の居場所、就労移行支援などの活動を行う団体にも登録を呼びかけ、子ども・若者の支援に関わる連携を充実させ、かつ多岐にわたる関連機関の見える化を進める必要がある。

159頁・県民生活部長答弁 子ども・若者支援地域協議会について。より身近な市町村において、困難を抱える子ども・若者の支援体制を構築することは重要である。今年度、岡山市に新たに協議会が設置されたほかは、現時点で、設置の検討が進んでいる市町村は承知していない。引き続き、市町村を個別に訪問し、協議会の必要性や効果を説明するとともに、市町村担当者会議等において、設置済み市町の取組や成果、協議会の設置・運営に関する実務について情報提供を行うなど、協議会設置の促進に取り組みたい。おかやま子ども・若者サポートネットは、子ども・若者の支援に取り組んでいる教育、保健、福祉、医療、雇用等54の関係機関や団体により構成され

ているが、NPO等様々な民間団体による支援も広がってきていることから、団体の活動の公益性や実績、継続性等を踏まえ、参加の働きかけを行い、支援のネットワークを充実させたい。また、見える化は、困難を抱える子ども・若者に対し、必要な相談支援機関等に関する情報を分かりやすく紹介する、「おかやま子ども・若者支援機関マップ」を作成し、学校や市町村の窓口等に配布するとともに、県のホームページに掲載して、引き続き、適切な情報発信に努めたい。

## VI. 岡山県子ども・若者育成支援計画と子ども・若者育成支援地域協議会に関する質問答弁の動向の特徴

### 1. 岡山県子ども・若者育成支援計画

子ども・若者育成支援計画について当事者である子どもや若者の意見を聞くことは重要である。平成23年11月定例会12月6日では知事は「若者が参加する青空知事室を開催するなど、さまざまな機会をとらえて若者等の意見を施策に反映させたい」と前向きに答弁している。

平成25年9月定例会9月25日では知事が「非行率について子ども・若者育成支援計画などの数値目標とすることを検討したい」と答弁している。平成24年9月定例会9月13日では知事はひきこもり対策に関して平成24年2月に策定した岡山県子ども・若者育成支援計画に盛り込んだことを述べている。平成28年6月定例会6月7日では知事が「共生社会の実現について、現（岡山県子ども・若者育成支援）計画では、「人権意識の高揚と共生意識のかん養」を重点施策に位置づけている。次期計画については、現在、骨子案策定に向けて専門家等の意見を聞いて、今後、検討したい」「県の子ども・若者支援地域協議会において、困難を有する子供・若者に寄り添った切れ目のない支援を行っている」と答弁している。

平成28年11月定例会12月2日では知事が第1次計画の成果と課題、それに対する第2次計画での対応について明らかにしている。すなわち第1次計画に基づき「心の教育の充実や学力の向上などに取り組んだ結果、非行率が減少し、意識調査で授業の内容がよくわかる、近所の人に自分から挨拶すると回答した児童生徒の割合が上昇するなどの成果が見られた」が「保護者自身の意識の醸

成については、県の審議会においても、多くの人々から、重要な課題であるとの意見があった」、そのため「次期計画の素案に新たな項目として掲げた」ほか「子供の貧困、スマホ・ネット問題、グローバル人材の育成などの新たな課題への対応策も」盛り込んだというものである。第2次の計画について、平成28年9月定例会9月16日の質問の中で「子供の貧困対策、地域づくりで活躍する若者の応援、保護者の意識の醸成の3項目」や「児童虐待防止対策の推進を充実させること」が盛り込まれていることが指摘されている。平成28年11月定例会12月2日の知事答弁では「子ども・若者育成支援計画に基づき、心の教育の充実や学力の向上などに取り組んだ結果、非行率が減少し、意識調査で授業の内容がよくわかる、近所の人に自分から挨拶すると回答した児童生徒の割合が上昇する」などの成果があったこと、「保護者自身の意識の醸成」「子供の貧困、スマホ・ネット問題、グローバル人材の育成などの新たな課題への対応策」も盛り込まれていることが述べられている。

第2次計画策定にあたり質問の中で要望が多く出ている。平成29年2月定例会3月17日では「長期欠席の未然防止のため、早期から対策を推進し、専門家の活用や関係機関との連携を図り、組織的な生徒指導体制の構築に努めるとともに、規範意識と社会性の確立など、子供・若者の自己形成への支援、困難を有する子供・若者やその家族への重層的な支援、家庭・地域の教育力の向上や社会環境の整備など」、平成29年11月定例会12月14日では「若年女性が安心して生活できる環境の整備」、平成30年2月定例会3月20日と平成31年2月定例会3月20日では「規範意識と社会性の確立などの「子ども・若者の自己形成への支援」、ニートやひきこもり、いじめや暴力行為、不登校などの「困難を有する子ども・若者やその家族への支援」について取組の推進の要望がある。

平成30年2月定例会3月20日では質問の中で「今年度から「第2次岡山県子ども・若者育成支援計画」がスタートした。規範意識と社会性の確立などの「子ども・若者の自己形成への支援」、ニートやひきこもり、いじめや暴力行為、不登校などの「困難を有する子ども・若者やその家族への支援」、「家庭・地域における教育力の向上や社会環境の整備」などの重点目標を具体的な施策へと着実に反映させ、青少年の健全育成を推進していくよう

強く望む」というものがある。

第3次計画について令和3年11月定例会12月3日において知事は「深刻化する孤独・孤立問題など、新たな課題に的確に対応するため、素案にはヤングケアラーや子供の貧困への支援、DV防止などの対応策を盛り込んでいる。また、次代を担う人材を育成するため、新たな基本目標として、「創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援」を加え、夢を育む教育の推進や先端技術に対応できる人材の育成などに積極的に取り組む」ことを明らかにしている。

## 2. 子ども・若者育成支援地域協議会

平成24年2月定例会2月28日では知事が、おかやま子ども・若者サポートネットについて「各関係機関・団体が、その専門性を生かし、発達段階に応じた総合的かつ継続的な支援体制をつくるために、連絡会議を開催し、それぞれの支援実施状況の事例紹介や情報交換を行うほか、スキルアップを図るための研修会等の開催や、関係機関・団体の役割分担の明確化と連携強化を図っている」と答弁している。

平成24年6月定例会6月19日では教育委員会委員長職務代理者が、学校の荒れに関して「特に課題を抱える子供や家庭への支援を行うおかやま子ども・若者サポートネットを市町村に拡大するなど、大変心強く感じるとともに、その効果に大いに期待している」と答弁し、おかやま子ども・若者サポートネットを学校の荒れへの対応策の一つとしようとしていることが分かる。

平成28年6月定例会6月16日では、知事が「現行の子ども・若者育成支援計画では、子ども・若者支援地域協議会の設置数を目標数値として掲げている」、県民生活部長が「若年無業者等の自立支援を目的に設置される市町村の子ども・若者支援地域協議会の設置数を掲げている」「市町村を巡回し、必要性や先進事例の紹介などにより協議会の設置を働きかけ、無業者数の減少につなげていきたい」とそれぞれ答弁している。

平成29年6月定例会6月8日では「ニート・ひきこもりなどの自立支援対策は、高校中途退学者の新たな一歩への支援に向けて、学校との協力体制のもと、今月から、進路情報等の提供や専任コーディネーターによる相談対応を本格的に開始したところであり、市町村におけ

る子ども・若者支援地域協議会の設置の働きかけとあわせて、しっかりと取り組む」と説明している。

平成29年11月定例会12月8日でも県民生活部長が「市町村での子ども・若者支援地域協議会の設置は、市町村の役割や設置手順を示した手引書等を作成し、各市町村を訪問しての働きかけを行って、既に設置している勝央町のほか、津山市において今年度中に設置する方針が示されていて、さらに数市町村で前向きな検討がなされている」こと、また「県としては、今後、進路未定の理由や支援の状況などを市町村教委等から聞きながら、「おかやま子ども・若者サポートネット」での情報把握の必要について検討したい」と答弁している。

子ども・若者支援地域協議会を市町村に設置する取り組みは続けられている。令和元年9月定例会9月25日では県民生活部長が岡山県では令和元年度から「県の子ども・若者支援地域協議会との連携のもと、実際に相談を受けた案件に対するケース会議を行い、心理的ケアや就学・就業などの支援を未設置市町村とともに実施し、仮想的に協議会を体験してもらうことで、協議会の有効性を伝え、課題や不安の解消を図り、設置を促進している」と答弁している。令和3年11月定例会12月14日でも県民生活部長が子ども・若者支援地域協議会について「今年度、岡山市に新たに協議会が設置されたほかは、現時点で、設置の検討が進んでいる市町村は承知していない。引き続き、市町村を個別に訪問し、協議会の必要性や効果を説明するとともに、市町村担当者会議等において、設置済み市町の取組や成果、協議会の設置・運営に関する実務について情報提供を行うなど、協議会設置の促進に取り組みたい」と答弁している。さらにおかやま子ども・若者サポートネットについては「子ども・若者の支援に取り組んでいる教育、保健、福祉、医療、雇用等54の関係機関や団体により構成されているが、NPO等様々な民間団体による支援も広がってきていることから、団体の活動の公益性や実績、継続性等を踏まえ、参加の働きかけを行い、支援のネットワークを充実させたい」としている。

## Ⅶ. ま と め

子ども・若者育成支援計画では、少年の非行防止につ

いて取り上げられることが多い。「県を挙げて取り組むべき喫緊の課題」とされている。県当局も第1次計画の成果としても「心の教育の充実や学力の向上などに取り組んだ結果、非行率が減少」したことを明らかにしている。また、時代の変化に伴う諸課題への対応も示されていて、「子供の貧困、スマホ・ネット問題、グローバル人材の育成」も登場している。計画策定にあたって、議員側からも要望が多くみられる。おかやま子ども・若者サポートネットや市町村の子ども・若者育成支援地域協議会に関する質問答弁も少なくない。平成24年6月定例会6月19日の教育委員会委員長職務代理者答弁からは、おかやま子ども・若者サポートネットを学校の荒れへの対応策の一つと考えていたことが分かる。平成28年6月定例会6月16日での知事答弁のように、子ども・若者育成支援計画では、子ども・若者支援地域協議会の設置数を目標数値として掲げていることもわかる。岡山県内の市町村に子ども・若者支援地域協議会を市町村に設置することについては令和元年9月定例会9月25日や令和3年11月定例会12月14日でも取り上げられている。支援のネットワークを充実させるうえで重要と考えられていることが分かる。

本研究は県議会の質問答弁を中心としたものであり、その調査方法としては限界がある。今後も、岡山県をはじめとする自治体の子ども・若者育成支援計画や子ども・若者育成支援地域協議会に関する政策動向やその実施状況・活動内容について注目することが必要である。

## 参 考 文 献

- ・岡山県議会会議録検索システム

<https://ssp.kaigiroku.net/tenant/prefokayama/pg/index.html>